

新型コロナウイルスに関連した出席停止の取り扱いについて

とみやまこども園

国の通知を受け、新型コロナウイルスに感染あるいはその疑いがある場合には、以下のように出席停止の取り扱いとすることとしました。今回お知らせします手続きを取っていただくことにより、お休みされた期間は、出席停止となります。

1 新型コロナウイルス感染症と病院で診断されたとき

⇒ **出席停止になります。** **【再登園に医師の記入する（意見書）の提出が必要です。】**

○ すみやかに園にご連絡ください。

基本的にはインフルエンザ等の出席停止と同じ流れです。新型コロナウイルス感染症による出席停止期間は「治癒するまで」です。再登園には、「意見書」が必要です。

○再登園時に「健康観察記録表(ピンク色)」の提出の必要はありませんが、診断がなされるまでは、健康観察記録表にご記入くだされば受診の際の参考になります。

2 新型コロナウイルス感染症ではないが、以下の(1)～(6)の理由で園を休んだとき

- (1) 病院受診後、新型コロナウイルス感染症ではないと診断されたが、自宅で休養した場合
- (2) 発熱等風邪の症状が見られ、自宅で休養した場合
- (3) その他保健所が必要と認める場合等（濃厚接触者としての扱いで欠席せざるを得なかった場合等）

⇒ **出席停止になります。** **【「意見書」の提出は不要、「健康観察記録表(ピンク色)」の提出が必要です。】**

○園に欠席する旨連絡してください。(欠席する理由を必ずお伝えください。)

○ご家庭で「健康観察記録表」を記入してください。「健康観察記録表」は、必要事項を記入の上、再登園の際に必ず園にご提出ください。症状等の記入をもとに、出席停止期間を確認します。

- (4) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や、基礎疾患等のある園児が感染予防のために欠席する場合（主治医や学校医と相談の上、登校の判断）
- (5) 同居する家族に基礎疾患等（肺炎、風邪症状など）があることを理由に欠席する場合
- (6) 感染予防のため自主的に欠席する園児で、保護者から連絡があった場合

⇒ **出席停止になります。** **【「意見書」「健康観察記録表(ピンク色)」の提出は不要です。】**

○園に欠席する旨連絡してください。(欠席する理由を詳しくお伝えください。)